

「県民泊まって元気キャンペーン」、「県民泊まって応援キャンペーン」及び「『バス・タク旅』やまがた巡り事業」の対応について

I キャンペーンの一部停止について

- 1 停止期間 令和2年12月28日(月)から令和3年1月11日(月)まで
(Go To トラベルの全国一斉停止期間と同じ)
 - 2 事業者に対するキャンセル補てんについて
 - (1) 「県民泊まって元気キャンペーン」及び「県民泊まって応援キャンペーン」

令和2年12月15日(火)から令和2年12月24日(木)24時までにキャンセルを受けた、宿泊施設又は旅行代理店に対し、割引予定額(最大5,000円/人泊)を補てんする。
 - (2) 「『バス・タク旅』やまがた巡り事業」

令和2年12月15日(火)から令和2年12月24日(木)24時までにキャンセルを受けた、旅行代理店又はバス・タクシー・レンタカー会社に対し、割引予定額(最大バス5万円、タクシー2万円、レンタカー5千円(1日・台))を補てんする。
- ※ (1)(2)とも、Go To トラベルとの併用の場合は、政府でキャンセルへの対応をするため、県のキャンペーンを単独で利用している場合に補てんする。

II キャンペーン期間の延長等について

- 1 県民泊まって元気キャンペーン

令和3年1月31日(日)までの販売及び利用期間について、令和3年2月28日(日)の宿泊分まで延長する。
- 2 県民泊まって応援キャンペーン

県民泊まって応援キャンペーンについては、事前に宿泊施設を決めて、有効期限(令和2年12月末または令和3年1月末)までに予約できるクーポンとなっている。有効期限までに使用されなかった分は、令和3年2月28日(日)まで利用できる新たな宿泊割引クーポンとして、宿泊施設が発行する。
- 3 『バス・タク旅』やまがた巡り事業

令和3年1月31日(日)までの販売及び利用期間について、令和3年2月28日(日)の旅行分まで延長する。